

小売電気事業者の役割

本事業においてのみ求められる小売電気事業者の役割・対応業務は下記の表のとおりです。

No.	業務項目	業務概要
1	SIIへの登録	SIIへ小売電気事業者登録を行うこと 登録内容に変更が生じた場合は速やかにSIIへ報告をすること
2	必要情報の提供	SIIが外部向けに作成する小売電気事業者一覧及びDRメニュー一覧に必要な情報を提供すること（DRメニューに活用可能な蓄電システム種別等）
3	対象蓄電システムの登録	SIIへ自社のDRメニューに適した蓄電システムを登録すること 登録申請を行う際は、 <u>公募要領P.9 1-7家庭用蓄電システムの登録要件を満たしていることを事前に蓄電システムメーカーへ確認すること</u>
4	共同実施事業者の登録	需要家等と、家庭用蓄電システムの売買契約を締結する販売事業者は、本事業では、需要家と共同で事業を行う共同実施事業者となり、需要家への説明及び交付申請を需要家とともに行う必要がある。共同実施事業者は小売電気事業者から登録があった販売事業者のみとする 小売電気事業者は、 <u>登録する販売事業者がP.25に記載の共同実施事業者の役割を真摯に行える事業者であるか確認した上で、登録を行うこと</u> SIIは販売事業者の情報を本事業の特設サイトに公開するので、小売電気事業者は販売事業者の許可を得て、必要情報をSIIへ提供すること なお、登録する際は、 <u>販売事業者より「共同実施事業者登録規約への同意」を入手し、取り纏めてSIIへ提出すること</u>
5	交付申請の管理	小売電気事業者は、共同実施事業者として登録した販売事業者が適切な交付申請を行えているか、管理業務を行うこと
6	DRメニューの説明	<u>販売事業者が申請者に対して、DRメニューの内容を説明できるよう、小売電気事業者は販売事業者に対して自社が提供するDRメニューについてしっかりと説明をすること</u>
7	DRメニュー加入の確認	申請者（需要家）が事業完了までにSIIに登録されたDRメニューに加入していることを確認すること
8	DRの実施	DR対応期間中は申請者（需要家）へのDRメニュー提供を継続すること なお、 <u>DR発動の際は、当該エリアの状況に合わせて発動すること</u> 継続が困難になった場合は、契約終了となる前にSIIに報告すること IoT化機器を新たに設置して、DRを行う場合はJC-STAR★1を取得したIoT化機器を通じて制御を行うこと
9	DRの実施状況報告	No.8に伴い、DR対応期間中はP.21 3-5に定められたデータ取得期間のデータ提出を国又はSIIから求められた場合はSIIが指定するデータを提出すること
10	確定検査のサポート	SIIは必要に応じて現地確認を含む確定検査を行う 小売電気事業者は補助事業者への連絡や現地確認に必要な調整等、SIIが行う確定検査のサポートを行うこと
11	その他	その他、本事業を実施するにあたって、国及びSIIから指示する業務へ対応すること